

共立社「センター掛け供給」 利用約款

(目的・適用)

第1条 この約款は、生活協同組合 共立社(以下「生協」といいます)くらしのセンター(以下「センター」といいます)での利用を希望される行政庁の許可を得た社会福祉施設等(以下「利用者」といいます)が、施設利用者へのサービスとして食料品等を提供する場合、商品代金の後払いまたは電話・FAX などによる商品等の注文及び商品等を利用者の施設に配達するサービス(このサービスを以下「掛け供給」といいます)の利用(代金等の支払を含む)に関するルールを定めます。

(サービス内容)

第2条 生協は、利用者が直接センターにて購入した代金の後払い対応、または利用者から電話・FAX などによる商品等の注文を受領し、商品等を指定の施設等に配達します。

2 前項を利用することができる利用者及び注文または配達条件は、センターごとに定めます。

3 災害、極度の悪天候、事故、戦争・地域紛争、テロ、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、製造者・生産者の事情による生産中止その他の事由により掛け供給の全部又は一部を停止することがあります。この場合、掛け供給の停止について、生協は責任を負わないものとします。掛け供給を停止するときは、生協は既に受注した利用者に対し電話等によりお知らせします。

(利用登録)

第3条 利用者は、生協の定めにしたがって「購入代金の後払い申込書」にて手続きを行う事で、手続きを行ったセンターに限り、前条に定める掛け供給を利用することができます。

2 前項の掛け供給の利用ができる施設等は、行政庁の許可を得た「教育文化施設・医療施設・社会福祉施設」等に限ります。

3 次の場合には利用登録をお断りすることがあります。

- ① 支払い等、本利用約款に反する恐れがある場合
- ② 換金を目的とした商品利用の恐れまたは利用が確認された場合
- ③ 利用状況により、当組合が不相当であると判断した場合

4 利用者は、団体名・住所・お届け先・電話番号・担当窓口等、利用登録の際に届け出た事項を変更する必要がある場合、変更の内容を遅滞なく生協に届け出るものとします。

5 利用登録の完了に伴い「センター掛け供給許可証」を発行します。利用者は「センター掛け供給許可証」の保管に責任を持ち、不正使用により生協に損害が発生した場合、利用者は賠償の責を負うものとします。

(商品の注文)

第4条 商品の注文は、利用者と生協が個別定めた発注単位(1週間～1ヶ月分)等に基づき、利用者が生協に行い、生協がこの注文を受領した時に売買契約が成立します。

2 次に定める中から利用者が選択した方法によって行うものとします。

各方法による注文の締め切り時期など取扱いの詳細は生協が別に定めます。

- ① 電話による注文

- ② FAXによる注文
- ③ その他、生協が注文の受領を確認できる場合
- 3 商品の注文をいただいた場合、前項に定める注文方法ごとに次の時点で生協が注文を承諾したものととして、売買契約が成立します。
 - ① 電話による注文の場合は、注文を受けた電話の通話が終了した時。
 - ② FAXによる注文の場合は、注文FAXを生協が受領した時。
 - ③ その他、生協が注文の受領を確認できる場合は、受領を確認した時。
- 4 利用者は、電話またはFAXによる注文の変更、中止は以下のとおりとします。
 - ① 配達日2日前の午前11時まで。
 - ② 利用者は緊急且つ特別な事情が生じ、生協がこれを承諾した場合。尚、その場合、利用者は速やかに生協へ知らせするものとします。
 - ③ ただし、取り扱い時期が終了した商品等、変更、追加、中止ができない場合もあります。
- 5 利用者と生協が個別定めた発注単位(1週間～1ヶ月分)は、注文商品等の事情または生協の都合で、単位の変更及び注文の変更または中止の時間に変更する場合があります
- 6 注文時の価格は、仕入先等の事情より購入時に変動する場合があります。

(利用制限)

第5条 転売、賃貸、商行為を目的としたご用聞きの利用はできません。

- 2 次の場合には、生協から電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配達時の支払いの要請、売買契約の解除などの対応を行う場合があります。
 - ① 商品数量が限定されている場合。
 - ② 製造および調達が困難と生協が想定したて場合。
 - ③ その他、生協の都合による場合。
- 3 代金の支払いが滞っていると生協が判断したときは、掛け供給をお断りする場合があります。

(利用停止・登録解除)

第6条 「利用停止」「登録解除」とは、それぞれ次のことを意味します。

- ① 利用停止 ……掛け供給の利用登録を維持したまま、注文の受付、配達を停止する、または代金の後払いを停止すること。
- ② 登録解除 ……掛け供給の利用登録を抹消すること。
- 2 掛け供給の利用停止や登録解除を希望する利用者は生協に連絡するものとし、生協はお申し出に従って利用停止や登録解除を行います。
- 3 次の場合には、利用者からのお申し出がなくても生協側から利用停止や登録解除を行う場合があります。これに加えて、生協が必要と認めるときは、既に受けた注文に関して売買契約を解除する場合があります。
 - ① 転売、賃貸、商行為を目的とした掛け供給の利用を行っていたことが判明した場合。
 - ② 合理的な理由なく繰り返して変更を行った場合。
 - ③ 掛け供給を含むその他商品等の代金の未支払いが発生した場合。
 - ④ 第3条3項各号に該当する場合、その他掛け供給の継続的利用に関して生協が適切でないとした場合。

(商品等のお届け)

第7条 商品等の配達は、第4条に基づき利用者と個別定めた場所および時間に配達をします。利用者が商品等を受領したときをもって所有権が移転するものとします。

2 前項の配達時間は、第4項3項に該当する場合は、個別利用者と相談の上で定めるものとします。

3 配達の間について、災害、極度の悪天候、事故その他の事由によって大幅に遅くなる場合があります。

(納品書および明細書、未納代金請求書)

第8条 生協は、商品のお届けと併せて供給票およびレジジャーナルでの明細書をお届けします。未納代金請求書は「購入代金の後払い申込書」の手続きに基づき、月1回、月ごとの日別金額「供給代金の未回収分(税込み額)」として供給請求額をまとめて発行し、郵送等にてお届けします。

(お届けした商品等に問題がある場合)

第10条 お届けした商品の相違や不足等がある場合、注文と相違している場合は、生協の定めたルールに従い、商品交換・追加又は代金からの減額により対応を行います。

2 前項による対応について、生協は、商品により利用者に直接発生した損害がある場合を除き、前項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

(利用者のご都合による返品)

第11条 前条に定める場合を除き、原則として返品することができません。

2 前項により返品ができない場合であっても、やむを得ない事情があると生協が認めたときには、返品を受け付ける場合があります。

3 前2項により返品を受け付けた場合、原則として未納代金等からの減額により代金等の返金を行います。

(ご請求金額に対する疑義等)

第12条 請求書の金額その他に疑義が生じた場合、利用者はあらかじめ生協に連絡し、対応について協議するものとします。

(未納代金等の支払方法)

第13条 未納代金等の支払い方法は、各生協センター(店舗)受付カウンターでの支払い、または生協が指定する金融機関への振込のどちらかを利用者は選択します。

2 生協が指定する金融機関への振込による支払い方法は、次の定めとします。

① 前月21日から当月20日までの未納代金について、当月末日から翌月20日までに支払うものとします。

② 当日1日から当日末日までの未納代金について、翌月末日までに支払うものとします。

③ 振込手数料は、利用者負担とします。

3 支払いが、3ヶ月間確認ができない場合、債権回収会社等へ利用代金回収業務の委託を行う場合があります。

(利用停止及び利用再開)

第14条 前条第2項による支払期限までに未納代金等をお支払いいただけなかった場合、生協は次の対応をさせていただきます。

① 注文の受付、商品の配達を中止します。

② 利用者は期限の利益を喪失したものと、すべての代金等について直ちに支払を請求します。

③ 再請求事務手数料等が発生する場合は、実費相当を申し受けます。

2 利用代金の支払いにより、商品利用を再開することができます。

(支払計画書および誓約書)

第 15 条 第 13 条の支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協はその方(以下、「延滞者」といいます)に対して、生協が定めた様式による支払計画書および誓約書の提出を請求することができます。

2 前項の請求があった場合、延滞者は、速やかに(請求時に別に定めた期限があればその期限内)に支払計画書および誓約書を提出しなければなりません。

3 前項に定める期限までに支払計画書及び誓約書が提出されなかった場合、または提出された支払計画書に基づく支払いが行われななど将来にわたって代金等の支払いが望めないと認められる場合には、法的手続に移行または、債権譲渡や債権の回収委託等を行う場合があります。

(連帯保証人)

第 16 条 生協は、必要と認めた場合、延滞者に対して、支払計画書に記載された債務を弁済する資力を有する連帯保証人を立てよう求めることができます。

(支払期限・手数料・遅延損害金)

第 17 条 支払計画書による債務弁済の最終期限は、原則として第 13 条第 1 項に定める本来の支払予定日(法人利用者に関して、第 3 条 5 項に基づき生協と協議して定めた別の支払予定日があればその日、以下同じ)から 3 ヶ月以内とします。

2 支払計画書による債務の弁済に係る費用は延滞者が負担するものとします。

3 生協は延滞者に対して、第 14 条および前項に定める費用のほか、第 13 条第 1 項および第 2 項に定める本来の支払予定日の翌日を起算日として、年 14.6%の割合による遅延損害金を請求します。

(協議解決)

第 18 条 本約款及び関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第 19 条 利用者と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本約款の変更)

第 20 条 生協は、サービスの充実、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配サービスの円滑な実施等、必要があると判断をした場合に、本約款を変更することができます。

2 前項の場合、生協は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

① 電子メールの送信等の電磁的方法

② Web サイトへの掲示

③ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法

付則

- 1 本約款は、2020年3月16日より施行する。
- 2 この約款に関する解釈上の疑義、改廃及び変更は、共立社常務理事会が決定し、共立社理事会へ報告をおこなう。